

権利闘争の歴史と教訓に 確信をもってたたかいへ ～ILO87号条約批准・スト権スト

マッカーサー書簡から50余年、官公労働運動の歴史は、権利回復をもとめるねばりづよいたたかひの歴史でもありました。賃金闘争と権利闘争とを結びつけてたたかうなかで、70年代には、政府から有額有率にせまる回答を引き

出すなど、人事院勧告制度の打破に接近する前進をとげ、権利問題でも、政府部内で官公労働者のストライキ禁止のあり方が議論され、スト権奪還が射程距離に入ったと言われるまでの到達点を築いた時期もありました。

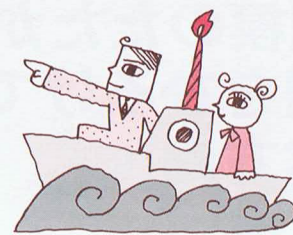
貴重な経験をのこしたILO87号条約批准のたたかい

とりわけ、ILO87号(結社の自由と団結権保護)条約批准と結合させて、要求と運動を前進させてきた60年代前半のたたかひは貴重な経験となっています。87号条約批准とひきかえに、政府が公務員法の改悪をねらうなかで、公務員労働組合はストライキをふくむ大衆行動でたたかひぬきました。

いっぽう、ILO理事会は65年1月、調査団(ドライバー委員会)を日本に派遣までして、日本政府に早期批准をせまりました。その結果、この年の5月、ついに条約批准が実現したのです。

また、70年代には、公労協が中心となって、ストライキ権の奪還そのものを目標においた「スト権スト」がたたかわれました。国鉄、郵便、電電など、公共企業体の労働者80万人が参加したこのストライキは、残念ながらその目標を達せず、たたかひなかばにして中止せざるをえませんでした。

この「スト権スト」は、労働基本権回復には、何よりも幅広い労働者・国民の共感と支持の高まりこそが必要であることを、あらためて明らかにしました。



たたかひの火を絶やさずに 運動をひきつぐ

今日、反動勢力の巻き返しや、労働戦線の右翼再編などによって、私たちの権利闘争が直面する困難はけっして小さくはありません。しかし、50年間のねばりづよいたたかひのなかで、先輩たちがきりひらいてきた数々の前進と豊かな経験は今なお貴重です。

運動の歴史に確信を持ち、たたかひの火をわたしたちが受けついでいこうではありませんか。



ILOドライバー対日調査委員会来日(1965年1月10日)

ドライバー委員会とその報告

ILO理事会の度重なる勧告にもかかわらず、87号条約の批准をさぼりつつける日本政府に業を煮やしたILOは、1963年11月にドライバー氏を委員長とする3人構成の「結社の自由に関する実情調停委員会」を設置し、日本政府の同意を得て9月から証人喚問等による調査を開始した。

ドライバー委員会は65年1月に来日し、政府関係者、組合代表等から公務部門の労使関係についての事情聴取をするなど詳細な調査を行った。その結果を同年8月に「日本の公共部門に雇用される者に関する報告」として公表した。

ドライバー報告は、全部で6部から構成され、2253項目、本文のみで750頁を超える膨大なものである。その内容は、日本の公共部門における労使関係を詳細に分析し、国際基準にてらして問題点を指摘しており、現在においても有効な多くの示唆を与えている。